

業務量管理・健康確保措置実施計画

富山市立学校における働き方改革推進プラン

(令和8～10年度)

令和8年3月

富山市教育委員会

目 次

はじめに ～教育長のメッセージ～	1
1 計画の趣旨	2
2 富山市立学校教員の勤務の状況	4
3 計画の目標・取り組み期間	6
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	7
重点取り組み1 業務改善の推進	
重点取り組み2 働く環境の整備	
重点取り組み3 部活動改革	
重点取り組み4 地域・専門人材の活用	
重点取り組み5 意識改革・理解促進	
5 今後のフォローアップについて	14

はじめに

教育長のメッセージ（本プランが目指すもの）

富山市教育委員会 教育長 宮口 克志

富山市教育委員会では、これまで教職員の働き方改革に継続して取り組んできました。本市における令和6年度の教員の時間外在校等時間の平均は36時間36分であり、国において令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」において示された令和11年度までに教員の時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減することを達成するために、さらなる働き方改革が求められています。

本市におきましては、令和6年2月に策定した「第3期 富山市教育振興基本計画」の中に、教員の資質能力向上と学校の働き方改革の推進の目指すべき成果を設定し、取り組みを進めておりますが、国の方針を踏まえ、複数年度にわたる中長期計画として「富山市立学校における働き方改革推進プラン」を策定することで、本市が目指す「主体性のある子どもの育成」の実現をさらに推進してまいります。

教職員が長時間勤務によって疲れた状態で子どもたちと向き合うと、教育の質の低下を招きかねません。「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、教職員一人一人が心身ともに健康で、心にゆとりをもち、公私ともに充実した時間を過ごすことで、教育活動によい影響をもたらすことが、学校における働き方改革の目的であります。

働き方改革は、教育委員会や学校だけで成し遂げられるものではなく、保護者や地域、関係機関の皆様の理解と協力があって進めていくことができます。「主体性のある子どもを育成するために教職員が心身ともに健康で、笑顔で働ける学校をつくる」という強い思いを胸に、教育委員会は働き方改革に全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご支援を心からお願い申し上げます。

1 計画の趣旨

○これまでの市の取り組み

本市では、令和2年3月26日に「富山市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

また、令和6年2月には、「第3期 富山市教育振興基本計画」を策定し、教員の資質能力向上と学校の働き方改革の推進に取り組んでいる。

本市における働き方改革や業務改善に関する具体的な取り組みとしては、

- ・事務作業の軽減や効率化のための校務支援システムの運用
- ・業務時間外の電話応答における自動音声ガイダンスの導入
- ・市教育委員会が行う研修の精選
- ・学校運営協議会の全校設置
- ・保護者連絡ツール（tetoru）の導入
- ・時間外在校等時間が多い教職員及び校長との面談の実施と具体的な対応策に関する助言
- ・1学期始業式の繰り下げによる年度初めの準備期間の確保

等を行ってきている。

さらに、各学校においては、

- ・校時の見直しによる児童生徒の完全下校時刻の繰り上げ
- ・管理職のタイムマネジメント意識の向上
（時間外在校等時間が多い職員との定期的な面談）
- ・カリキュラムマネジメント意識の向上
（年間授業時数を意識した教育課程の編成や学校行事の目的の明確化等）
- ・ICTを用いた業務の効率化
- ・定時退勤を促すリフレッシュデーの設定
- ・部活動指導員の配置

等を行ってきている。

○国の動き

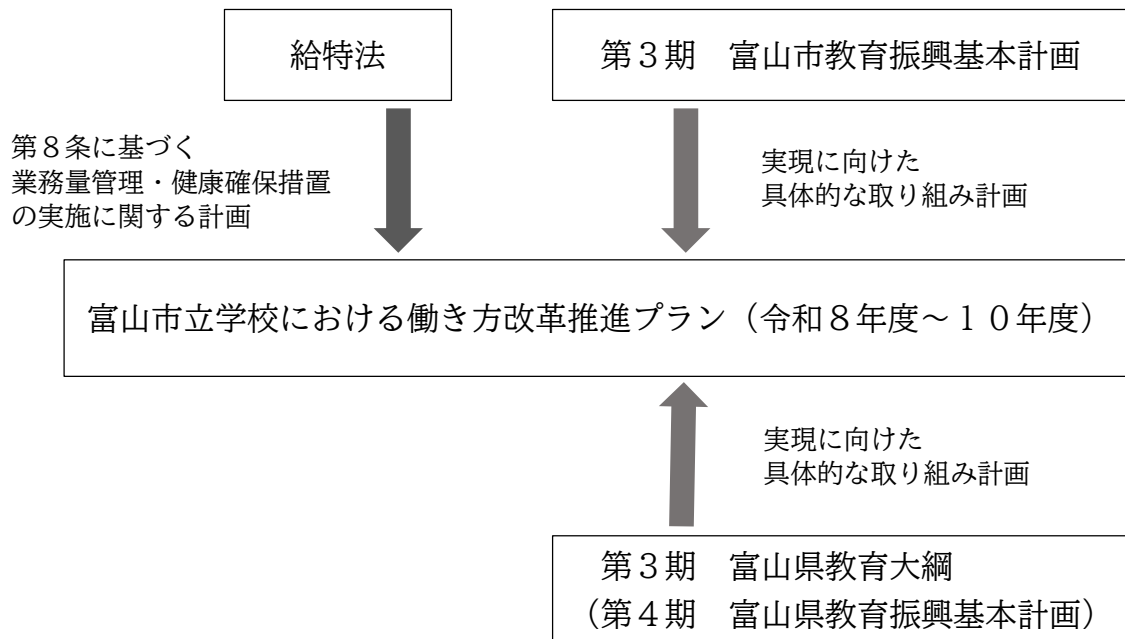
令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）が改正され、給特法第8条第1項において、教育委員会に対し、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定・公表、計画の実施状況の公表が義務付けられた。

本プランは、給特法第8条に基づき、富山市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するものである。

○新しい計画の策定

第3期 富山市教育振興基本計画に定める教員の資質能力向上と、学校における働き方改革の推進により、「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、よりよい教育活動の実現を目指すものである。

また、時間外在校等時間の縮減に向かう取り組みを進めることで、教職員が健康で意欲的に働ける環境を整え、よりよい教育の実現を目指していくに当たっては、単年度ではなく、中長期的に継続した取り組みが必要であると考え、今回新たに複数年度にわたるプランとして計画を策定することとした。



2 富山市立学校教員の勤務の状況

○ 時間外在校等時間の縮減に向けて取り組んできた結果

本市では、令和元年から校務支援システムと連動した勤務時間管理システムの運用を開始するとともに、令和2年度に「富山市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する規則」を施行し、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。

時間外在校等時間縮減に向けた結果、様々な取り組みの結果、資料1のとおり、年間の平均時間外在校等時間（月当たり）は、コロナ禍前の令和元年度と比べると、小学校で15時間15分減少、中学校で18時間7分減少し、市全体で15時間49分減少した。

しかし、資料2を見ると、月80時間を上回る教職員が少数であるとはいえ見受けられる。

また、資料3を見ると、4～6月の平均時間外在校等時間が多くなっていることがうかがえる。

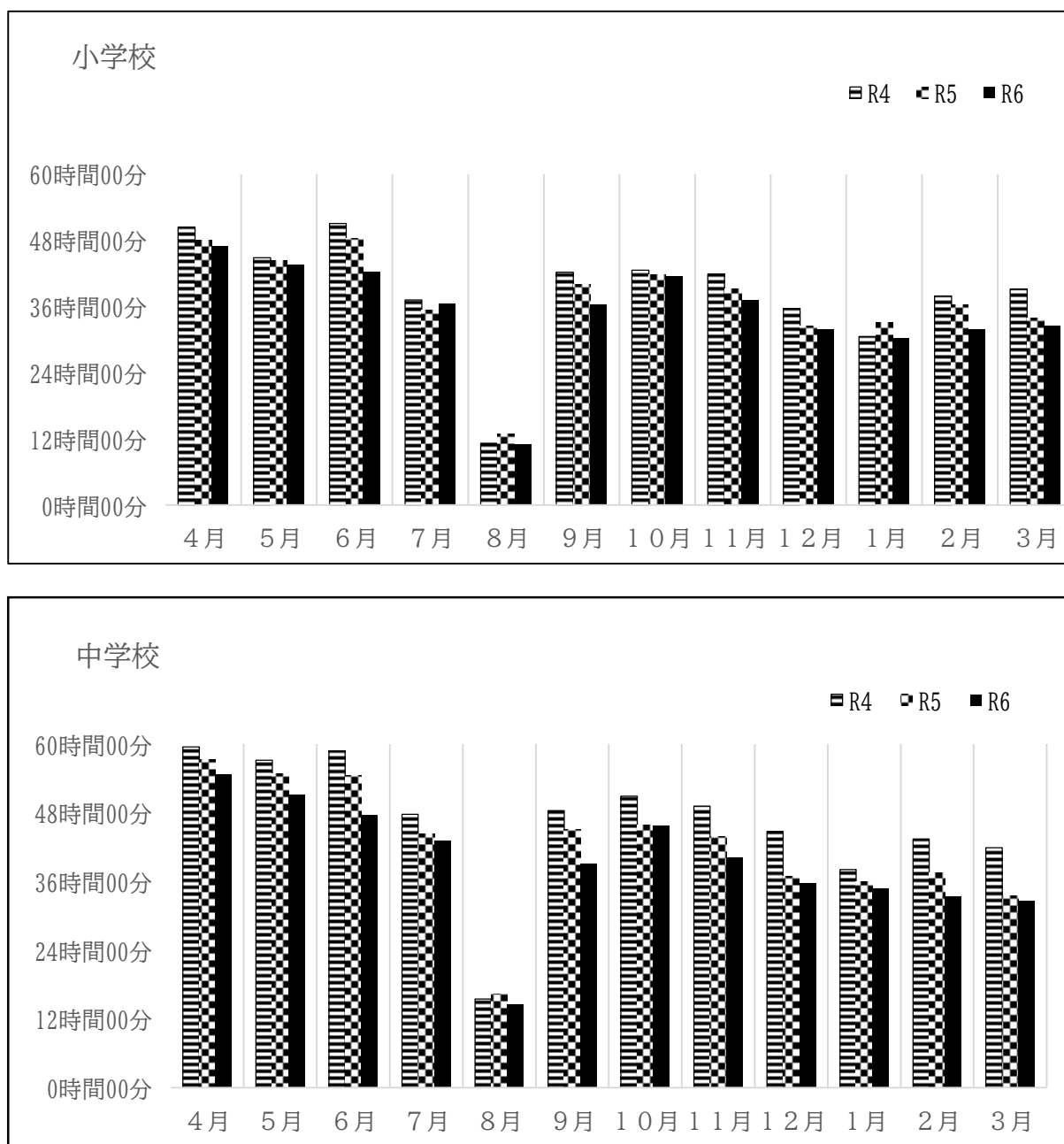
資料1 年間の平均時間外在校等時間（月当たり） コロナ禍前のR元年度との比較

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R元比
小	50h22m	43h39m	41h30m	38h42m	37h08m	35h07m	▲15h15m
中	57h29m	47h38m	48h08m	46h16m	42h09m	39h22m	▲18h07m
全体	52h25m	45h03m	43h50m	41h21m	38h52m	36h36m	▲15h49m

資料2 平均時間外在校等時間が月45時間及び月80時間を上回る人数
（数値はいずれも令和6年度）

	月45時間を上回る人数	月80時間を上回る人数
小	395人(30.2%)	6人(0.5%)
中	269人(38.9%)	18人(2.6%)
全体	664人(33.2%)	24人(1.2%)

資料3 時間外在校等時間の月平均時数（時間／月）



○ ストレスチェックの結果

令和6年度の本市教職員のストレスチェックの結果を全国平均と比較すると、心理的な仕事の量的負担、自覚的身体的負担度、疲労感について課題が見られる一方で、職場環境によるストレスは低く、働きがいや上司・同僚のサポート、仕事や生活の満足度は高い状況である。

3 計画の目標・取り組み期間

(1) 目標

- ・時間外在校等時間が月45時間を超える教職員をゼロにする。
- ・時間外在校等時間を月平均30時間程度にする。
- ・仕事と家族、自分の時間のバランスがとれていると感じる教職員の割合を80%以上にする。
- ・よりよい教育の実現のために、授業の準備や自己研鑽をする時間を確保できていると感じる教職員の割合を80%以上にする。

時間外在校等時間を削減することのみを目指すものではなく、業務改善を進めた結果として、子どもたちと向き合う時間が確保できたり、よりよい教育の実現のために、授業の準備や自己研鑽を確保できたりすることにより、学びの変革や学校の在り方の変革が進むことを目指すものである。

(2) 取り組み期間

令和8年度から令和10年度までの3年間とし、目標の早期達成に向けて取り組む。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本プランの期間中、業務の見直し・適性化及び必要な環境整備等を進めるにあたり、以下の1～5の重点事項に取り組む。

業務の見直し・適正化

重点取り組み1 業務改善の推進	①「学校と教師の業務の3分類」に基づく業務の精査
	②学校業務の適正化
	③よりよい教育課程の編成・実施

必要な環境整備等

重点取り組み2 働く環境の整備	①休暇を取りやすい環境づくり
	②柔軟な働き方の推進
	③教職員のメンタルヘルス対策の充実
重点取り組み3 部活動改革	①部活動指導ガイドラインの徹底
	②部活動指導員の配置
	③休日の部活動の地域展開
重点取り組み4 地域・専門人材の活用	①教育の諸問題に対応するための相談体制の強化・充実
	②多様な専門性や背景をもつ人材の活用
重点取り組み5 意識改革・理解促進	①管理職をはじめとする教員の意識改革
	②在校等時間の把握とデータ分析・活用
	③保護者・地域への理解促進

業務の見直し・適正化

重点取り組み1 業務改善の推進

- ① 「学校と教師の業務の3分類」に基づく業務の精査
- ② 学校業務の適正化
- ③ よりよい教育課程の編成・実施

業務の見直し・適正化の基本的な考え方

業務に関する役割分担の見直しに当たっては、文科省が指針に示すとおり、「責任体制が明確になるよう留意した上で、総合教育会議における協議をはじめ、地方公共団体の関係部局との密接な連携を図りつつ、学校運営協議会における協議を経て、地域学校協働活動の一環として実施するなど、関係者間でそれぞれの立場を尊重しつつ円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら地域の実情に応じた運用を行うように努めること」とし、関係者間でそれぞれの立場を尊重し、円滑に役割分担の見直しを図ることとする。

また、業務の適性化を図るに当たっては、中教審答申（令和6年8月27日）にもあるとおり、「従来はともすると一人一人の教師が強い使命感や責任感の下で、多様で幅広い業務を自己完結的に抱える傾向があったが、このような「個業」型の業務遂行から、業務の一部分を思い切って他の教師や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジの徹底により、「チーム学校」を実現していくことが必要不可欠であり、このことが働き方改革と教育の質の向上の両立につながるとの共通認識」をもちつつ、業務の適正化を図ることとする。

[教育委員会の取り組み]

- ・「業務の見直し・適正化の基本的な考え方」を踏まえながら、「学校と教師の業務の3分類」に基づく業務の精査や学校業務の適正化に係る見直しを進める。
加えて教育長と市PTA連絡協議会との連名による文書を配付し、教職員の長時間勤務の解消に向けた取り組みへの協力について周知を図る。
- ・「学校以外が担うべき業務」について、地域人材等との連絡調整においては、学校以外の主体が中心となって行うなど、学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講じる。
- ・「教師以外が積極的に参画すべき業務」について、業務量の縮減、デジタル技術の活用を図りながら、事務職員及び支援スタッフ、その他の学校における教師以外の担い手のこれらの業務への積極的な参画の促進のために必要な措置を講じる。
- ・「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について、業務量の縮減、校務のDX化の促進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進等、教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講じる。

[学校の取り組み]

- ・「学校と教師の業務の3分類」に基づき、学校の実情に応じた業務の精選と優先順位の設定を行う。その際、保護者や地域の理解や協力を得るために、学校運営協議会の機能を十分に活用する。
- ・校務分掌の在り方の見直し等により、教員間の業務の偏りを平準化する。
- ・学校行事等について、児童生徒等にとって本当に必要かどうか、学校が担うべきものかどうかの視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催等を進める。
- ・教職員の勤務時間の管理に際し、事前に週ごとや月ごとの業務量を見越して勤務計画を立て、事後の勤務時間の把握と比較して勤務実態を把握し、業務量管理を適切に行う。
- ・児童生徒の活動時間の設定について、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行う。
- ・教育課程の編成・実施について、教職員の働き方に配慮し、児童生徒等の実態や各学校の指導体制を踏まえて、適切な年間授業計画を編成・実施する。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

「重点取り組み1 業務改善の推進」と

「文部科学省 指針 第2章第3節に掲げる措置」との関係

3分類 ①、③、⑥、⑦、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭が対応

必要な環境整備等

重点取り組み2 働く環境の整備

- ① 休暇を取りやすい環境づくり
- ② 柔軟な働き方の推進
- ③ 教職員のメンタルヘルス対策の充実

[教育委員会の取り組み]

- ・ 育児、介護等様々な状況を抱えながら勤務との両立を図ろうとしている教職員にとって、個々の教職員が置かれている状況に応じた柔軟な働き方が可能となるような環境の整備を推進する。
- ・ すべての学校において、適切な労働安全衛生管理体制が整備されるよう周知・啓発を行う。
- ・ ストレスチェックについて、すべての学校において適切に実施する。
- ・ 市教育委員会に健康管理医を置き、学校の教職員の健康管理を行う。
- ・ 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ メンタルヘルスに関する相談を実施する。

[学校の取り組み]

- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数での連続取得を促進する。
- ・ 職員の衛生に係る技術的事項を管理する衛生管理者等を置き、教職員の健康障害を防止するための施設・設備等の点検・確認や健康の保持増進のための措置等に関わる検討を行う。
- ・ 時間外在校等時間が一定時間を超えたものや高ストレスと判定されたもの等に対して、医師による面接指導を奨励する。
- ・ 定期健康診断の結果に基づき、健康に異常が認められたものに対して、精密検査や必要な診察を受けるよう勧奨するなどの措置をとる。
- ・ 若手教職員を支える体制を構築するため、若手教職員と年齢が近い中堅教職員や経験豊富なベテラン教職員に気軽に相談できるような体制づくり等、相談しやすい職場づくりを進める。

「重点取り組み2 働く環境の整備」と
「文部科学省 指針 第2章第3節に掲げる措置」との関係
第3節(5)～(11)に対応(「健康確保措置」)

必要な環境整備等

重点取り組み3 部活動改革

- ① 部活動指導ガイドラインの徹底
- ② 部活動指導員等の配置
- ③ 休日の部活動の地域展開

[教育委員会の取り組み]

- ・各学校の部活動指導ガイドラインの遵守状況の把握を行い、必要に応じて改善を求める。
- ・地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との連携を推進する。
- ・部活動指導員において、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用を図る。
- ・休日の部活動の地域展開を進めるにあたり、地域クラブ活動について、国が示す認定要件及び認定手続き等に基づき、今後、令和8年度末を目途に富山市において認定を行う仕組みを構築する。

[学校の取り組み]

- ・部活動指導ガイドラインを踏まえた活動計画を策定し、計画に沿った部活動の実施を行う。また、校長は、活動計画や活動実績の確認を行う。
- ・複数の学校による合同部活動を実施する場合は、教員の負担増にならないよう配慮する。
- ・体育・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域スポーツ・文化団体、社会教育施設等と積極的に連携する。
- ・設置する部活動や担当する教職員の数について、学校の実情に応じ、生徒や教職員の数、部活動指導員の活用状況等を考慮して適正化する。
- ・令和8年度の新チーム発足（3年生引退）後は、休日の部活動は原則実施しない。ただし、大会前に1～2回程度（または月に1回程度）の練習試合等を行うことがある。

「重点取り組み3 部活動改革」と
「文部科学省 指針 第2章第3節に掲げる措置」との関係
「3分類」⑬が対応

必要な環境整備等

重点取り組み4 地域・専門人材の活用

- ① 教育の諸問題に対応するための相談体制の強化・充実
- ② 多様な専門性や背景をもつ人材の活用

[教育委員会の取り組み]

- ・いじめや不登校、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応等の諸問題に対し、市教育委員会が窓口となり、学校と市の関係部局や警察、医療、児童相談所等の関係機関等をつないだり、法的な視点に基づいた助言を得るため、市法務統括監とつないだりして対応する。また、法的観点から指導・助言を行うスクールロイヤーの活用を進める。
- ・臨床心理士や管理職経験のある元教員の教育相談員を任用し、保護者の相談窓口を設置する。
- ・授業の準備や後片付け、作品展示、環境整備、また学習評価や成績処理の補助等について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の活用を進める。
- ・ICT機器のさらなる利活用を進めるため、ICT支援員等を派遣する。
- ・支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門的知識・経験を有する人材の活用を進める。
- ・特別非常勤制度等を活用した専門人材の配置を進める。

[学校の取り組み]

- ・「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について、整理と切り出しを行い、地域人材や教員OBの協力を得るなどして、負担軽減を図る。
- ・支援が必要な児童生徒等・家庭への状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門的知識・経験を有する人材による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員との協働を促進する。

「重点取り組み4 地域・専門人材の活用」と
「文部科学省 指針 第2章第3節に掲げる措置」との関係
「3分類」⑤、⑧、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲が対応

必要な環境整備等

重点取り組み5 意識改革・理解促進

- ① 管理職をはじめとする教員の意識改革
- ② 在校等時間の把握とデータ分析・活用
- ③ 保護者・地域への理解促進

[教育委員会の取り組み]

- ・管理職及び管理職以外の教員等に対して、「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」に基づく働き方改革に関する研修を実施する。
- ・教職員の人事評価において、業務改善や働き方に関する視点を取り入れ、教職員が自身の働き方を自己点検できるようにする。
- ・時間外在校等時間の把握とデータ分析等、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該の学校に聞き取り、支援を実施する。
特に、時間外在校等時間が100時間を超えたり、2か月連続で80時間を超える教職員には、市教育委員会から管理主事が訪問し、本人及び管理職と面談を行うことにより、課題を洗い出し、その改善に向けてどのようなことができるかを共に考え、継続的に支援を実施する。
- ・各校における業務改善の取り組み状況を確認し、効果的な取り組みの展開を図る。
- ・保護者や地域等に対して、学校の働き方改革に関する情報発信と協力依頼を行う。

[学校の取り組み]

- ・年ごとに策定する教育計画や学校運営協議会における学校運営に関する議題等に、教職員の働き方に関する視点を取り入れる。
- ・学校の自己評価に、業務改善や教職員の働き方に関する視点を取り入れる。
- ・校内において、業務改善のためのワーキンググループや研修会等、若手～中堅教職員をはじめとした多様な意見を吸い上げ、具体化することのできる体制の整備に努める。
- ・教職員の在校等時間を、校外や土日、祝日等における校務についても、できる限り客観的な方法により日々把握する。
- ・保護者や地域に対して、学校への働き方改革への理解や協力を求める取り組みを実施する。

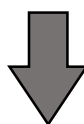
「重点取り組み5 意識改革・理解促進」と
「文部科学省 指針 第2章第3節に掲げる措置」との関係
「3分類」②が対応

5 今後のフォローアップについて

- ・本プランの着実な実行を図るため、富山市立学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、富山市のホームページで公表するとともに、富山市総合教育会議において報告する。
- ・各年度における取り組み・進捗状況の点検を行い、次年度に向けた単年度の「重点取り組み」を策定する。策定にあたっては、各年度の取り組みの効果や課題を踏まえつつ、業務縮減の定量的・定性的効果を念頭に具体的な取り組みを検討するものとする。(参考 下図)
なお、この策定にあたっては、県教育委員会等との連携を図る。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、引き続き市PTA連絡協議会等と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

取り組みの実施による業務縮減のイメージ（例）

重点1-1 「学校と教師の業務の3分類」に基づく業務の精査 業務の整理と切り出し（発出文書や調査等の見直し、行事の精選、内容の見直し） 週30分 × 4週 = 2時間/月
重点1-2 学校業務の適正化 校務のDX化（各種調査、集計のフォームの活用、生成AIの活用等） 週30分 × 4週 = 2時間/月
重点3-3 休日の部活動の地域展開 令和8年度の新チーム発足（3年生引退）後、休日の部活動を原則実施せず、月に1回程度の練習試合等を行った場合 9時間/月 （毎週土曜（4日）3時間程度指導をしていると想定）
重点4-2 多様な専門性や背景をもつ人材の活用 教材準備補助、配付物の印刷・仕分け等 週30分 × 4週 = 2時間/月



重点取り組みの実施により、上記のとおり縮減できた場合、教員の時間外在校等時間を月平均30時間程度とすることが見込まれる。